

令和7年度 一般会計 歳出 10 款 1 項 1 目 12節(1) 委託料

受付番号		連絡先	ふりがな こじま まこと 委託担当 政策調整課調査等担当 担当者名 小島 淳
------	--	-----	---

設 計 書

1 委 託 件 名 プラスチックごみの分別ルール変更に関する認知度等調査業務委託

2 履 行 場 所 資源循環局政策調整課調査等担当ほか

3 履 行 期 間 (期限) 契約締結日から令和7年8月22日(金)まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 要 (月 日 時 分 場所)不 要

7 委 託 概 要 別紙仕様書のとおり

8 部 分 扱

□ す る (回以内)

しない

部分払いの基準

委託代金額
(概算金額) ￥

内訳 業務価格
(概算金額)
消費税及び地方
消費税相当額
(概算金額)

委 託 內 訳 書

横浜市資源循環局

仕様書

1 業務名称

プラスチックごみの分別ルール変更に関する認知度等調査業務委託

2 業務概要

本市では、脱炭素社会の実現に向けた取組の一環として、プラスチックごみの分別ルールの変更を令和6年10月1日から市内9区（旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区）において実施した。令和7年4月1日からは残りの9区（青葉区、神奈川区、港北区、都筑区、鶴見区、西区、保土ヶ谷区、緑区、南区）を含む全市域で開始した。

本調査では、分別ルールの変更に関する市民の認知度や認知経路、新しい分別ルールの理解度等について調査することを目的とする。

3 業務内容

(1) WEBアンケート画面の作成

- 委託者が提示する調査項目に基づき、受託者にてWEBアンケート画面を作成する。
- 受託者はWEBアンケート画面の案を作成し、委託者に内容の確認を行うとともに、必要に応じて修正を行う。
- 設問を補足するため画像を20点程度使用する。

(2) 調査の実施

- 調査はWEBアンケート形式により実施する。
- WEBアンケート画面の確定後、受託者からモニターに対し調査を実施する。
(協力会社モニターの利用を可とする。)

(3) 成果品の作成

- 受託者は、調査結果を基にローデータ及びクロス集計表を作成し、委託者に納品する。
- ローデータはラベル有・無しの2種類を作成する。
- クロス集計を行う項目については、委託者と協議の上、決定する。

4 調査内容

(1) 調査対象者（スクリーニング）

- 横浜市内在住者
- 20代～70代

(2) 調査対象者数

- 横浜市内（18区）在住の20代～70代（6区分）の男女 各区各年代30人 計3,240人

・ 調査対象者数内訳

なお、いずれかの区分で過不足が生じた場合、委託者と協議の上、委託者の指示に従うこと。
(過不足の度合いによって判断するが、原則、ウエイトバック集計により調整する。)

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳
調査対象者数	540	540	540	540	540	540

(3) 設問数

全 20 間程度※スクリーニング含む

※具体的な設問内容については契約締結後、委託者から設問案を提示し、受託者と協議の上、決定する。

5 成果品

成果品は次のとおりとする。なお、電子データは指定する形式により、電子メールで提出すること。

(1) 納品データ

- ・ローデータ（Excel 形式）2種 ※ラベル無・有
- ・クロス集計表（Excel 形式）

(2) 提出先

資源循環局政策調整課調査等担当

sj-chousa@city.yokohama.lg.jp

6 履行期限

令和 7 年 8 月 22 日（金）まで

7 その他

- (1) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じたときは、委託者と速やかに協議のうえ、対応すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た一切の事項について第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守する。
- (4) 納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正する。
- (5) 本委託業務により生じた成果物及び中途の作成物の著作権・版権等すべての権利は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を受けずに公表、貸与、又は使用してはならない。
- (6) 関係法令及び横浜市委託契約約款を順守すること。
- (7) 当該業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らさぬよう、秘密保持の義務を順守させるために必要な措置を講じること。

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
<input checked="" type="checkbox"/>	委託共通仕様書	令和7年2月
<input type="checkbox"/>	資源循環局構内作業基準	令和6年7月
<input type="checkbox"/>	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市測量業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和6年12月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和6年12月

 個人情報取扱特記事項

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項（資源循環局） 令和5年10月 前金払に関する特記事項

本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。

2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>